



Trade Mark 商標

弁理士法人 藤本パートナーズ 白井 里央子◇弁理士

国内のECサイトやフリマサイトで当社商品（靴）の偽造品が出回っていることが判明しました。偽造品は海外からの輸入品と思われ、当社の登録商標が付されています。デザインも当社正規品とほぼ同じですが、品質や機能は劣り、低価格で販売されています。この偽造品を排除するためにとりうる対応策を教えてください。

(兵庫県 K. N)



1. はじめに

本件の偽造品は、真正品でない商品に貴社の登録商標が付されているものですので、貴社商標権の指定商品が「靴」と同一・類似する場合、本件偽造品を国内に輸入し、これを貴社に無断で販売する行為は、貴社商標権を侵害する可能性が高いと考えます。

2. 調査（証拠の保存）

偽造品とおぼしき商品が掲載されたウェブページについて、商標権侵害の事実確認および証拠保全のため、①URLの確認、②ウェブページの保存（スクリーンショットやPDF）、③掲載されている商品の真贋確認、④販売者の確認——等の調査を行うことを推奨します。

ウェブページ上の写真から販売商品が偽造品であるかどうか判断できない場合には、実際に商品を購入し、正規品でなく偽造品であることを必ず確認してください。

3. 警告書の送付

前記調査により、販売中の商品が偽造品であると確認された場合、販売者

（商標の使用者）に対し、商標権侵害を根拠に、直ちに偽造品の販売を停止し、販売に供するページを削除することなどを要請する警告書の送付が検討できます。商標の使用者の情報が判明していれば、まずは商標の使用停止（商品の販売停止）を直接求めることが最も有力な選択肢といえます。

4. サイト運営者への削除要請

国内の大手ECサイト（楽天市場、Amazon等）やフリマサイト（メルカリ、ラクマ等）では、商標権者のために権利侵害の申告窓口が設けられています。

警告書を送付したが偽造品の販売を中止しない、あるいは回答すらない場合や、偽造品がフリマサイトで販売されてい販売者情報を確認できない場合等は、サイト運営者（以下、運営者）に対し、偽造品販売に係るページの削除を要請することが検討できます。

具体的には、所定の情報（申告者が正式な商標権者であること、対象ページのURL、商標権侵害の状況や理由等）に基づいて申告すれば、運営者により対象ページが削除されることが期待できます。

この方法は、商標の使用者の意思を介さず偽造品の販売ページを削除できる点で強力な手段となりますが、運営者が十分に侵害の有無を調査・確認したうえでページを削除するとは限りません。

そのため、権利侵害を申告して商品の販売ページが削除されたものの、実際は商標権侵害に該当していなかった場合、権利侵害を申告したことが不競法2条1項21号の虚偽事実の告知による信用毀損行為に該当するおそれがあります。

したがって、商標権侵害に該当するかどうか十分な調査および法的検討を経たうえでの申告が肝要となります。

5. その他

本件偽造品が海外からの輸入品である場合、税関へ輸入差止申立てを行うことが考えられます。これにより、水際での模倣品の輸入取り締まりが可能となり、模倣品の市場流通や拡散の効果的な防止が見込めます。

また、偽造品販売は悪質な侵害行為に当たりますので、専門家と相談のうえ侵害訴訟の提起や刑事告訴も検討できるでしょう。